

平成28年4月1日環政計発第1604018号
改正 平成29年3月17日環政計発第1703175号
改正 平成30年3月29日環政計発第1803293号
改正 平成31年4月1日環政計発第1904011号
改正 令和 年 月 日環政計発第 号

再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業実施要領（案）

第1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業）（以下「補助金」という。）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、再生可能エネルギーの自立的普及を促進し、もって地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）に掲げる温室効果ガス削減目標の達成への貢献を通じた低炭素社会の実現及び第五次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定）に掲げる地域循環共生圏の実現に資することを目的とする。

第2 定義

この実施要領における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 「再生可能エネルギー」とは、以下に掲げるものとする。

ア 太陽光

イ 風力

ウ 水力

エ 地熱

オ 太陽熱

カ 大気中の熱その他の自然界に存する熱（地熱、太陽熱を除く。）

キ バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）

ク その他化石燃料以外のエネルギー源のうち、永続的に利用することができるものと認められるものをいう。

二 「実行計画等事業」とは、地方公共団体実行計画（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第1項及び第3項の規定による計画（以下「実行計画」という。））に位置づけられた施策、地方公共団体が実行計画への位置づけを検討している施策又は、実行計画に準ずるものに位置づけられた施策に基づく事業をいう。

第3 事業内容

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、地域における再生可

能エネルギー普及・拡大の妨げとなっている課題への対応の仕組みを備え、かつ二酸化炭素の削減に係る費用対効果の高い取組等に対し、再生可能エネルギー設備又は蓄エネルギー設備等を導入することにより、温室効果ガスの排出削減を行う事業等に対する補助金（以下「間接補助金」という。）を交付する事業（以下「補助事業」という。）を実施するものとする。

第4 補助金の交付事業

(1) 交付の対象となる事業及び経費

間接補助金の交付の対象となる事業（以下「間接補助事業」という。）は、実行計画等事業のうち、次の各号に掲げる事業とし、補助事業者は、これらに要する経費のうち、別表第1第2欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）について、補助金の範囲内において間接補助金を交付する。

ただし、(2)①ア以外の者が実施する事業及び(2)①アの者が実施する四に掲げる事業については、実行計画等事業でない場合も認めるものとする。

一 再生可能エネルギー発電・熱利用設備導入促進事業

再生可能エネルギー発電設備、熱利用設備又は発電・熱利用設備の導入を行う事業

二 熱利用設備を活用した余熱有効利用化事業

バイオマス等の既存再生可能エネルギー熱利用設備等の余剰熱を有効利用し、地域への面的な熱供給を行う場合において、熱供給範囲の拡大に必要な導管等の設備の導入を行う事業

三 再生可能エネルギー事業者支援事業費

再生可能エネルギー発電設備、熱利用設備又は発電・熱利用設備等の導入を行う事業

(2) 間接補助金の交付の申請者

① 第4(1)一及び二に掲げる事業

ア 地方公共団体

イ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

ウ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人

エ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人

オ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人

カ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

キ 事業ごとの特別法の規定に基づき設立された協同組合等

ク 法律により直接設立された法人

ケ 地域における温泉の管理や配湯を行う団体（民間企業を除く）

コ 上記アからケまでの法人以外の法人であって、大臣の承認を得て補助事業者が適当と認める者

サ 民間企業（第4(1)二に掲げる事業に限る。）

② 第4(1)三に掲げる事業

- ア 民間企業（地方公共団体が出資し設立された法人又は営利を目的としない事業を行う民間団体は対象外とする。）
- イ 青色申告を行っている個人事業主（税務代理権限証書の写し、又は税理士・会計士等により申告内容が事実と相違ないことの証明、又は税務署の受取り受領印が押印された確定申告Bと所得税青色申告決算書の写しを提出できること。）

（3）間接補助金の交付額の算定方法

間接補助金の交付額は、別表第1第4欄に掲げる方法により算出するものとする。

（4）補助事業の実施体制等

補助事業者は、補助事業の適正かつ円滑な実施のため、次に掲げる事項を適切に行うための体制を整えなければならない。

- ア 間接補助金の交付（交付申請書の審査から間接補助金の支払までを含む。）
- イ 間接補助金の交付決定を受けた者（以下「間接補助事業者」という。）の指導監督
- ウ 間接補助事業に対する問合せ等への対応
- エ 上記に関する付帯業務

（5）交付規程の内容

交付要綱第14条の間接補助金の交付手続等に係る交付規程は、交付要綱第4条から第13条まで第16条及び第17条に準じた事項並びに事業報告書の提出並びにその他必要な事項を記載するものとする。

（6）間接補助事業の表示

補助事業者は、間接補助事業により整備された設備及び機械器具には、環境省補助事業である旨を明示するよう、間接補助事業者に指示しなければならない。

（7）間接補助事業の指導監督

- ① 補助事業者は、間接補助事業の実施状況を把握し、間接補助事業者に対して間接補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に大臣に報告するものとする。
- ② 補助事業者は、間接補助事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、間接補助事業者に対して必要な改善を指導するものとする。

（8）間接補助事業者からの返還額等の取扱

大臣は、交付要綱、この実施要領又は交付規程に基づき、間接補助事業者から間接補助金の全部又は一部に相当する額の返還又は納付があったときは、補助事業者に対し、これを国庫に返還又は納付させることがある。

（9）事務費の中間検査

環境省は、上半期（交付決定日から9月末日）の補助事業の執行に要する事務費について、額の中間検査を行うものとする。

第5 間接補助事業者による事業報告書の提出

補助事業者は、間接補助事業者に対して、別表第4第3欄に掲げる対象期間において、毎年度、年度終了後5月末日までに二酸化炭素削減効果、事業の波及性等に関する事業報告書を大臣に提出するよう、指示しなければならない。

第6 指導監督

(1) 補助事業の適正な実施の確保

大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、補助事業者による補助事業の実施に関し、この実施要領に基づき指導監督を行う。

(2) 補助事業完了後において従うべき条件

大臣は、間接補助事業が交付要綱第7条第10号イ、ウ、エ及びオに基づき付した条件に適合していないと認められる場合には、間接補助事業者に対して条件に適合するよう指示をすることができる。

第7 その他

補助事業者は、交付要綱又はこの実施要領（以下「交付要綱等」という。）に疑義が生じたとき、交付要綱等により難しい事由が生じたとき、あるいは交付要綱等に記載のない細部については、大臣に速やかに報告し、その指示に従うものとする。

附 則

- 1 この実施要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業（地熱・地中熱等利用事業のうち地域面的地中熱利用推進事業）から継続実施する事業については、第4の(6)①、③及び④の規定は、適用しない。

附 則

- 1 この実施要領は、平成29年3月17日から施行する。
- 2 平成27年度地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業（地熱・地中熱等利用事業のうち地域面的地中熱利用推進事業）から継続実施する間接補助事業については、第4の(6)①、②、③及び④の規定は、適用しない。
- 3 前年度から継続実施する間接補助事業（以下「事業」という。）については、第4の(3)の規定は適用せず従前の例によるとともに、第4の(6)①、②、③及び④の規定は、適用しない。
- 4 2及び3の事業のうち、前年度の補助事業者が環境省総合環境政策局長と協議した結果、補助事業者が行う交付決定の日以前から実施する必要があると認められる事業については、補助事業者が補助金の交付決定を受けた日から補助事業者が行う交付決定の日の前日までの間において、当該事業を開始することができる。

附 則

- 1 この実施要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前年度から継続実施する間接補助事業（以下「事業」という。）については、第 4 の（3）の規定は適用せず従前の例によるとともに、第 4 の（6）①、②、③及び④の規定は、適用しない。
- 3 2 の事業のうち、前年度の補助事業者が環境省総合環境政策統括官と協議した結果、補助事業者が行う交付決定の日以前から実施する必要があると認められる事業については、補助事業者が補助金の交付決定を受けた日から補助事業者が行う交付決定の日の前日までの間において、当該事業を開始することができる。

附 則

- 1 この実施要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この実施要領による改正後の規定は、平成 31 年度予算に係る補助金から適用し、平成 30 年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 前年度から又は経済産業省において所管していた「地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金（再生可能エネルギー熱事業者支援事業）」から継続実施する間接補助事業（以下まとめて「事業」という。）については、第 4 の（6）①、②、③及び④の規定は、適用しない。
- 4 3 の事業のうち、前年度の又は経済産業省において所管していた「地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金（再生可能エネルギー熱事業者支援事業）」の補助事業者が環境省総合環境政策統括官と協議した結果、補助事業者が行う交付決定の日以前から実施する必要があると認められる事業については、補助事業者が補助金の交付決定を受けた日から補助事業者が行う交付決定の日の前日までの間において、当該事業を開始することができる。

附 則

- 1 この実施要領は、令和 2 年 月 日から施行する。
- 2 この実施要領による改正後の規定は、令和 2 年度予算に係る補助金から適用し、令和元年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 前年度から又は経済産業省において所管していた「地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金（再生可能エネルギー熱事業者支援事業）」から継続実施する間接補助事業（以下まとめて「事業」という。）に限り、令和 2 年度予算の間接補助金交付先とすることができる。
- 4 3 の事業のうち、前年度の又は経済産業省において所管していた「地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金（再生可能エネルギー熱事業者支援事業）」の補助事業者が環境省総合環境政策統括官と協議した結果、補助事業者が行う交付決定の日以前から実施する必要があると認められる事業については、補助事業者が補助金の交付決定を受けた日から補助事業者が行う交付決定の日の前日までの間において、当該

事業を開始することができる。

別表第 1

1 間接補助事業の区分	2 間接補助対象経費	3 基準額	4 交付額の算定方法
第 4 (1) 一	事業を行うために必要な設備費、工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費（間接補助対象経費の内容については、別表第 2 に定めるものとする。）	補助事業者が必要と認められた額	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第 2 欄に掲げる間接補助対象経費と第 3 欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に、次の割合を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(ア) 太陽光発電設備の導入事業の場合</p> <p>3分の1</p> <p>ただし、以下を上限額とする。</p> <p>① 間接補助事業者が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市以外の市町村及び第 281 条第 1 項の特別区（これらの市町村等により設立された地方公共団体の組合を含む。）の場合</p> <p>7 万円/kW</p> <p>② 間接補助事業者が①以外の地方公共団体の場合</p> <p>6 万円/kW</p> <p>③ 間接補助事業者が地方公共団体以外の場合</p> <p>7 万円/kW</p> <p>(イ) (ア) 以外の設備の導入事業の場合</p> <p>① 間接補助事業者が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市以外の市町村（これらの市町村により設立された地方公共団体の組合を含む。）の場合</p> <p>3分の2</p> <p>② 間接補助事業者が①以外の者</p> <p>I. 陸上風力発電・地熱発電（バイナリー方</p>

			<p>式以外) 設備の導入事業の場合 3分の1</p> <p>II. I以外の設備の導入事業の場合 2分の1</p> <p>III. 地方公共団体が中心となって、地域産業及び地域住民が参画する協議会を設置し、地域の全ての関係者の協力体制が構築され、さらに、将来的に自立可能な事業運営を確保するため、低コスト化を図るとともに、PDCA サイクルによる検証を行う設備の導入事業の場合 (バイオマス発電設備及びバイオマス熱利用設備の導入事業の場合に限る。) 3分の2</p>
第4 (1) 二	<p>事業を行うために必要な設備費、工事費 (本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費) 及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費 (間接補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。)</p>	補助事業者が必要と認められた額	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第2欄に掲げる間接補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に、次の割合を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(ア). 間接補助事業者が地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の19第1項の指定都市以外の市町村 (これらの市町村により設立された地方公共団体の組合を含む。) の場合 3分の2</p> <p>(イ). 間接補助事業者が (ア) 以外の者 2分の1</p>
第4 (1) 三	<p>事業を行うために必要な設備費、工事費 (本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費)、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した</p>	補助事業者が必要と認められた額	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第2欄に掲げる間接補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に、次の割合</p>

	<p>経費（間接補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。）</p> <p>※消費税及び地方消費税は対象外</p>		<p>を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(ア)．太陽光発電設備の導入事業の場合</p> <p>3分の1</p> <p>ただし、以下を上限額とする。</p> <p>① 間接補助事業者（リースを利用する場合は設備を導入する事業者）が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者等の場合</p> <p>7万円/kW</p> <p>② 間接補助事業者（リースを利用する場合は設備を導入する事業者）が①以外の民間企業等の場合</p> <p>6万円/kW</p> <p>(イ)．陸上風力発電設備、地熱発電（バイナリー方式以外）設備及び熱利用設備（温泉熱利用設備を除く。）の導入事業の場合</p> <p>3分の1</p> <p>(ウ)．(ア)及び(イ)以外の設備の導入事業の場合</p> <p>2分の1</p> <p>(エ)．(イ)及び(ウ)において、以下の要件をいずれも満たしていると認められるものについては、3分の2とする。</p> <p>① 当該事業が地方公共団体の定める地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく地方公共団体実行計画又は再生可能エネルギー計画に位置付けられていること</p> <p>② 当該事業が地方公共団体が中心となって、地域産業及び地域住民が参画する協議会を設置し、地域の全ての関係者の協力体制が構築され、さらに、将来的に自立可能な事業運営を確保するため、低コスト化を図るとともにPDCAサイクルによる検証を行う設備の導入事業の場合（バイオマス発電設備及びバイオマス</p>
--	---	--	---

			<p>熱利用設備の導入事業の場合に限る。)</p> <p>③ 当該事業が地域の再生可能エネルギーの普及促進、地域経済の活性化等につながるが見込めること</p> <p>④ 地方公共団体と連携し普及啓発がなされること</p> <p>⑤ 先進事例として他地域への普及可能性が特に優れた事業であること</p>
--	--	--	--

別表第2

第4(1)に掲げる事業

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
設備費	設備費		<p>事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。</p>
工事費	本工事費	(直接工事費)	
		材料費	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p>
		労務費	<p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p>
		直接経費	<p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。</p>
			<p>① 特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)、</p>
			<p>② 水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料)、</p>
			<p>③ 機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。))</p>
		(間接工事費)	
		共通仮設費	<p>次の費用をいう。</p>
			<p>① 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、</p>
			<p>② 準備、後片付け整地等に要する費用、</p>
			<p>③ 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、</p>
			<p>④ 技術管理に要する費用、</p>

<p>業務費 (第4(1)二、及び三に掲げる事業に限る。)</p> <p>事務費</p>	<p>付帯工事費</p> <p>機械器具費</p> <p>測量及試験費</p> <p>業務費</p>	<p>現場管理費</p> <p>一般管理費</p>	<p>⑤ 交通の管理、安全施設に要する費用</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。</p> <p>本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。</p> <p>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合には請負費又は委託料の費用をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p>
--	--	---------------------------	--

事務費

事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。

事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。

号	区 分	率
1	5,000 万円以下の金額に対して	6. 5%
2	5,000 万円を超え1 億円以下の金額に対して	5. 5%
3	1 億円を超える金額に対して	4. 5%

別表第3

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 内 容
事務費	事務費	社会保険料	社会保険料	この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		諸謝金		この費目から支弁される事務手続のために必要な諸謝金をいい、目的、人数、単価、回数が分かる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及賃借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費 備品購入		この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

別表第4

1 間接補助事業の区分	2 事業報告書の主な記入事項	3 対象期間
第4（1）一～三	<p>下記のうち、導入した設備等で把握が可能な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 温泉又は排湯温泉の使用量 ② 稼働時間 ③ 供給熱量 ④ 設備導入施設全体※のエネルギー消費量 ⑤ 設備導入によるエネルギー消費削減量 ⑥ 設備導入施設のエネルギー消費量に占める再生可能エネルギーの増加割合（⑤÷④） ⑦ 二酸化炭素の削減量 ⑧ 温泉に付随する可燃性天然ガスの使用量 ⑨ 利用熱量 ⑩ 発電電力量 ⑪ 排熱利用量 ⑫ モニタリング機器により取得したデータ <p>※本補助事業における再生可能エネルギー導入設備が複数の施設にまたがる場合は、全ての施設について算出すること。</p>	事業完了年度後の3年間